

社会福祉法人ハートフルケアたてしな役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ハートフルケアたてしな（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事並びに監事と顧問をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者（理事長及び常務理事）をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 前項第1号の勤務時間の確認は、法人の「就業規則」に基づき勤務出勤簿に押印によるものとする。また前項第2号のうちで監事の監査における勤務時間の確認は、理事長が発行する勤務証明書によるものとする。

3 前項に規定するもののうち、役員等に対する報酬等の総額は、年度ごとに15,000,000円を超えないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事長及び常務理事に対する報酬等の額は、別表1に定める額とする。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

4 第1項の報酬等の額については理事会及び評議員会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日の場合は、その前に繰上げて支給するものとする。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、法人の「旅費等支給規則」に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、1円未満の額は切り捨てる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改正)

第11条 この規程の改正は、理事会及び評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、令和2年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

役職名	報酬の額
理事長	年額 2,400,000円
常務理事	年額 5,400,000円

別表2 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事、顧問

内容等	報酬の額
理事会等への出席及び法人業務のための出勤、研修参加等	半日の場合 5,000円
	一日の場合 10,000円

(2) 監事

内容等	報酬の額
法人監査のための出勤	1時間当たり 3,000円
理事会等への出席及び研修参加等	半日の場合 5,000円
	一日の場合 10,000円

別表3 (評議員の報酬)

内容等	報酬の額
評議員会等への出席及び法人業務のための出勤、研修参加等	半日の場合 5,000円
	一日の場合 10,000円

※町外在住の役員等の会議出席に要する費用については「旅費等支給規則」第5条第2項の規定を適用する。